

【東金市都市建設部都市整備課】

平成 15 年 5 月 1 日施行
平成 16 年 4 月 1 日改正
平成 22 年 1 月 12 日改正
平成 24 年 2 月 6 日改正
(平成 24 年度～適用)
平成 25 年 12 月 24 日改正
平成 29 年 2 月 22 日改正

都市公園におけるフリーマーケットの取り扱いについて

【目的】 東金市が管理する都市公園でのフリーマーケット開催による独占的使用等を避けるため、使用の制限及び許可条件を定め、公園の秩序維持を図ることを目的とする。

【基本理念】 東金市における都市公園でのフリーマーケットに関しては、家庭からでた不用品を持ち寄って、リサイクルの一つとしてゴミの減量化や資源の有効活用に役立てることと、地域の活性化及びふれあいの場の創出を図ることを理念とする。

1. 主催者登録

- 都市公園において継続的なフリーマーケットの主催者となる場合は、都市整備課の定めた期日までに主催者登録（以下「登録」）を完了しておかなければならない。「登録」の有効期間は、原則 6 ヶ月とし、その期間内での登録事項の変更は認めないものとする。
- 「登録」をしようとする者（以下「代表者」）は、「フリーマーケット主催者登録申請書」（以下「申請書」）を都市整備課へ提出する。
- 「登録」の際は、代表者 1 名、代理者 2 名以上を設けることとし、「申請書」は必ず代表者及び代理者が都市整備課へ出向いて提出することとする。
なお、このうち 1 名は東金市在住又は在勤者であることとする。
また、「申請書」に記載された者は、東金市暴力団排除条例第 2 条各号にあげる者に該当しないこと、さらに、同条各号にあげる者との間に、社会的に非難されるべき関係にない者でなければならない。なお代表者及び代理者の重複登録はできないものとする。
- 「申請書」提出後、都市整備課にて審査を行った後、代表者に対して主催者登録通知を交付し、「登録」完了となる。
なお、イベント等で一回限りフリーマーケットを開催する場合はこの限りではない。

2. 公園行為申請

- ・「公園行為申請」の届出は原則代表者が行うが、所用等のため止むを得ない場合は代理者が届け出ることとする。
- ・「公園行為申請」の受付は、3ヶ月毎とし、原則3月・6月・9月・12月の1日(1日が閉庁日の場合は、翌開庁日)の9時に行うこととする。また、特例として都市整備課の定めた日に受け付ける場合は都市整備課から代表者宛に通知する。
- ・「公園行為申請」の開催日が重複した場合についてはその場で抽選とし、抽選方法についてはくじ引きとする。なお抽選は、主催者登録された代理者でも可能とする。また、1団体が開催できる回数は、月1回1箇所とする。

3. 開催日及び時間

- ・フリーマーケットによる公園内広場の独占的な使用を避けるため、開催日を毎月第1・3の土・日曜日の4回とし、使用時間は、準備・片付け時間を含み、朝8時から夕方5時までとする。また、天候不良等の中止による振替は行わないこととする。ただし、春休み(3月10日～31日)・冬休み(12月28日～翌年1月7日)の小学校等の休みの期間はフリーマーケットを開催しないこととする。なお、許可後において公共の行事が予定された場合は、許可を取り消すこともある。(許可取り消しについては、開催日の2週間前までに都市整備課から通知することとする。)

4. 開催場所(開催公園)

- ・公園利用者の使用をできるだけ妨げない広場であることを前提に、東金中央公園(使用面積400㎡)において許可することとする。

5. 出店数

- ・出店数が多い場合に、許可以外の広場での出店を規制することから、代表者はあらかじめ区画分けを行い、出店数を調整することとする。

※目安：東金中央公園 40区画

「1区画=2.0m×2.0m(区画と区画の間は、0.5m)として」

- ・出店者同士、あるいは出店者と他の公園利用者とのトラブル防止のため、代表者はあらかじめ出店者の住所及び氏名等の確認を行い、出店者リストを作成することとする。出店者リストは開催日の前日(前日が閉庁日の場合は、その前の開庁日)までに、都市整備課へ提出することとする。なお、出店者リストに変更が生じた場合は、再度提出することとする。(ファックス可)

6. 許可条件

1. 公園内の樹木及び施設を損傷しないこと。
2. 園内に自動車を乗り入れないこと。
3. 公園内に貼り紙等をしたり、広告をしないこと。
4. 公園周辺道路など交通に支障をきたすような場所には駐車しないこと。(市役所裏駐車場を利用すること。)
5. 終了後は、清掃を徹底しゴミは必ず持ち帰ること。
(公園内のゴミ箱や周辺に放置しないこと。)
6. リサイクル倉庫内の物品等を持ち出し販売しないこと。
7. フリーマーケットで販売するものは日用品に限り、保健所の許可を必要とする飲食物、知的財産権を侵害する物品(偽ブランド商品・コピー品など)、風紀を乱すもの(海賊版ソフト・アダルト商品など)、その他法律及び条例に反するもの、宝石やプレミア付き等の高額商品並びにこれらの品に準じたものは販売しないこと。また、主として流通などの目的で仕入れた商品は販売しないこと。
8. 公園は皆さんの休息・レクリエーションの場であるため、飲酒等をしながらの出店及び騒音となるような機器を使用しながらの出店はしないこと。
9. フリーマーケットで生じたトラブル及び事故等に関しては、代表者がその責任を負うこととし、代理者についても連帯責任とする。
また、開催にあたり代表者は常時会場に居なければならないこととするが、やむを得ず離れる場合は代理者が会場に居なければならないこととする。
10. その他公園の管理又は公園利用者に支障をきたさないこと。
11. 許可後において公共の行事が予定された場合は、許可を取り消すこともある。
12. 許可条件が守れない場合は、主催者登録を抹消する。なお、登録を抹消された代表者及び代理者は再登録できないものとする。